

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）
方法論の改定に対する意見募集（パブリックコメント）について概要

1 実施期間

令和7年7月7日（月）～7月21日（月）

2 意見提出件数（者数）

合計8件

該当箇所	提出された御意見	回答
なし	「地球」温暖化と名付けるから間違う 温暖化はグローバルな問題たり得ない 色眼鏡を外して正しく現状把握を行う必要がある 間違った認識の上での対応は無意味を通り越して有害	御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
なし	コロナ以降から増え続けてきたソーラーパネルも原因があるように感じられます。農家の方は以前より高齢化しあと月もない続けることもできず畑をそのままにもできないため、放置するよりはましとソーラーパネルにする人が増えてきました。日本の温暖化が酷くなる前はソーラーパネルにしている土地の方は多くなかったはずで、日本の温暖化が酷くなった時期とソーラーパネルが増えたことが無関係でないかきちんと調べてほしいです	御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
B) 方法論 IN-006 (CO2 吸収型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案) [新規制定] C) 方法論 IN-007 (バイオ炭使用型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案) [新規制定]	CO2 吸収型・バイオ炭使用型コンクリートについて、持続性の観点で意見させていただきます。 基本的に建築物は数十年間、存続するので炭素は長期間固定されると思いますが、まれに短期間で取り壊される、または災害などで倒壊するなどの事象が発生した場合は炭素固定効果が得られない可能性があります。 森林の方法論のように、こうした持続性リスクを見据えて、制度設計をされることを望みます。	御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。なお、吸収型・バイオ炭使用型コンクリートに関しましては、建築材として使用・解体後、粉砕されて路盤材になったとしても引き続きコンクリート内に CO2 が固定され続けることは確認されております。
A) 方法論 EN-S-040 (ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用) Ver.4.3 (案) [Ver.4.2をVer.4.3に改定] B) 方法論 IN-006 (CO2 吸収型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案) [新規制定]	■方法論 IN-006 附属書 A に関して ・実施規定 2.2.3 記載の、「認証対象期間が適用されない方法論を他方法論と組み合わせるはならない」とされています。 ・これに基づき、附属書 A にて EN-S-040 の方法で算定した排出削減量を加えることができることとして頂いていると思います。 ・しかし、クレジット化された後に CO2 吸収固定に基づく量とセメント削減に基づく量の区別がつかないため、クレジット市場における取引	■御意見頂いたような懸念のあることは承知しており、DAC 等から供給される CO2 を固定するコンクリートが実用化された際の検討課題と致します。

価格が適正に評価できなくなることを強く懸念します。

・将来的に固定される CO2 が DAC 等から供給される際には、当該クレジットの価値は高く扱われる可能性があると考えますが、そこにセメント削減分がコンタミすると取り扱いが難しくなるのではないかと思います。

■方法論 EN-S-040・方法論 IN-006 の〈方法論の対象〉に関して

・環境配慮型のコンクリートを使用することによる排出削減活動を対象とすることとされています。

・コンクリートの使用の説明として、(そのような発注を行い、当該建築物又は土木構造物の建築主／発注者／施主となる)こととされていますが、必ずしも建築主、発注者、施主にならなくても、施工者等が自ら費用を負担して当該コンクリートを使用する場合があります、そうしたケースが排除されてしまいます。

・方法論の対象に関する記述としては、コンクリートが使用されたということが主旨であると思います。環境価値の二重計上防止のために価値の所属を明確にする意図は付記の方で記載されています。対象を、施主となることに限定されると、製造、施工側が当該活動を先導する動機を著しく減退させ、活動の普及展開を阻害することになるのではないかと思います。

■方法論 EN-S-040・方法論 IN-006 の付記に関して

・「本方法論は、発注した者に対し、クレジットを認証するものであるので、製造・供給・施工した者が、当該排出削減の環境価値を二重に主張しないことを、プロジェクト実施者は確保しなければならない。」という主旨の記載は、環境価値の二重計上を厳に排除するもので、その意図には賛同いたします。

・しかし、〈方法論の対象〉の記述と相まって、発注者以外のクレジット取得はまったく認めないと取れる記載が、当該方法論の普及展開を阻害することを懸念します。

・「環境価値は発注者を含む関係者で協議の上配分してもよいが、二重計上がないことをプロジェクト実施者は厳に確保しなければならない。」といったような表現にはならないでしょうか。

■施工者等が自ら費用を負担して環境配慮型コンクリートを使用した場合でも、その使用について建築主と合意・契約する際に、クレジットの譲渡についても合意することは可能と考えます。

■上述の通り、第一義的には建築主に対して認証・発行されるクレジットを他者へ譲渡することは(プロジェクト計画の段階から予定することも含め)自由であり、譲渡の合意を取りまとめれば御懸念のようなことは避け得ると考えます。

<p>C) 方法論 IN-007(バイオ炭使用型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案)[新規制定]</p>	<p>バイオ炭の原料として使用可能な木材が「国産材」に限定されている点について、以下の理由から廃棄木材(建設廃材、梱包物流廃材、伐採残材、家具廃材等)を含む再利用材の活用を認める方向での見直しを強く要望します。</p> <p>理由: 資源循環の促進 環境省が推進する「地産地消型資源循環加速化事業」の趣旨に沿い、地域で発生する廃棄木材を有効活用することは、循環型社会の形成に資するものであり、廃棄物の削減にもつながります。</p> <p>炭素固定効果の維持 廃棄木材であっても、適切な条件下で炭化処理を行えば、国産材と同等の炭素固定効果が期待でき、温室効果ガスの削減に寄与します。</p> <p>地域経済への波及効果 地域の建設業や林業、廃棄物処理業と連携することで、新たな雇用や経済循環を生み出す可能性があります。</p> <p>制度の柔軟性と実効性の向上 原料の制限を緩和することで、より多様な主体がJ-クレジット制度に参加しやすくなり、制度全体の普及と実効性の向上が期待されます。</p> <p>結論: 「国産材」に限定する現行の原料要件を見直し、廃棄木材等の再利用材もバイオ炭の原料として認めるよう、方法論の改定を強く求めます。</p>	<p>インベントリ報告書が今後、各種国際ガイドラインに準拠しつつ報告対象の整理を検討した場合、それを踏まえて本規定の見直しも検討します。</p>
<p>A)方法論 EN-S-040 (ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用) Ver.4.3 (案) [Ver.4.2をVer.4.3に改定] B) 方法論 IN-006 (CO2 吸収型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案)[新規制定] C) 方法論 IN-007(バイオ炭使用型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案)[新規制定]</p>	<p>EN-S-040、IN-006、IN-007 の適用条件について</p> <p>1. 適用条件 の条件 4 で、原料は国内で生産されたものもしくは国内産と記載があり、その適用範囲に関してです。</p> <p>原材料のバイオ炭の炭化が国内で実施されていけば良いのか、また原材料が海外産であった場合にどのような課題があるのかが不明でした。適用範囲次第で取り組みが促進されるかわ変わると考えられますので、ぜひご検討のほどよろしく申し上げます。</p>	<p>バイオ炭の原料が国産材に限定されます。上述の通り、インベントリ報告書での報告対象整理の検討を踏まえ、本規定の見直しを検討することも想定しています。</p>

<p>A)方法論 EN-S-040 (ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用) Ver.4.3(案)[Ver.4.2をVer.4.3に改定]</p> <p>B) 方法論 IN-006 (CO2 吸収型コンクリートの使用) Ver.1.0(案)[新規制定]</p> <p>C) 方法論 IN-007(バイオ炭使用型コンクリートの使用) Ver.1.0(案)[新規制定]</p>	<p>以下 2 つの EN-S-040、IN-006 の方法論の適用条件に関しては、「国内で生産されたもの」であれば適用可能となる。</p> <p>一方で IN-007 の適用条件は原料に関して「国内産」という限定条件があり、一貫性に欠ける。また、海外原料であってもカーボンクレジットにカウントされていないものであれば、J-クレジットの対象となってもよいはずである。あえて原料を限定する理由が見当たらない。</p> <p>具体的にはコーヒー殻やヤシガラ活性炭など、国内でも広く使用されているものがあるが、クレジットとしてカウントできない原料と、現状の IN-007 の記載ではなっている。</p> <p>適用範囲が非常に限定され、J-クレジットにおける「広く使われる汎用性のあるもの」という前提条件に反する文言である。</p> <p>よって、原料は国内産に限定するべきではなく、文言としては削除すべきである。</p> <p>また、生産に関しても海外で生産されたものを除外する理由が見当たらず、広く汎用性のある内容にするためには限定すべきではない。</p> <p>よって、EN-S-040、IN-006、IN-007 それぞれに関して「国内で生産されたもの」という条件を削除すべきであると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> - EN-S-040 Ver.4.3 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用 条件 4 使用するコンクリートの原材料はすべて国内で生産されたものであること。 - IN-006 Ver.1.0 CO2 吸収型コンクリートの使用 条件 4 使用するコンクリートの原材料はすべて国内で生産されたものであること。また、固定する CO2 は未利用のものであること。 - IN-007 Ver.1.0 バイオ炭使用型コンクリートの使用 条件 4 使用するコンクリートの原材料はすべて国内で生産されたものであること。また、バイオ炭の原料は、未利用の生物資源であり、かつ木材(竹も含む)については国内産であること。 	<p>IN-007 で、バイオ炭の原料が国内産であることを課しているのは、木材(竹も含む)についてです。上述の通り、インベントリ報告書での報告対象整理の検討を踏まえ、本規定の見直しを検討することも想定しています。</p>
<p>なし</p>	<p>本気で「人間のせいで、地球が温暖化している」と考えているのであれば、「J-クレジット制度」という「まやかし」は即刻止めてください。</p> <p>J-クレジットの時は未だに「地球温暖化」と言うけれど、「気候変動」という言葉を使うことが増えてきた昨今、もう金儲けのための騒ぎはやめてください。</p>	<p>御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>

本気で温暖化を緩やかにしたいと思っているなら、二酸化炭素の排出量を減らしたいと思っているなら、やるべきは「J-クレジット制度」という金儲けではない。

クーラーの室外機から出る熱風を減らす技術の開発とか、この熱風をエネルギーに変える方法を考えるとか。

プライベートジェットの利用に罰金を科すとか、世界中から一か所に集まる会議を止めてビデオ会議で済ますとか、本当に、地球温暖化を緩やかにしたいと思うなら、やるべきことはいくらでもある。

地球は太古の昔から寒冷を繰り返してきた。まともな気温測定器もなくテムズ河でアイススケートができた時代と比べて、ヒートアイランド現象で都市部の気温があがっているのを利用して金儲けしている。

J-クレジット制度はやめなさい。

ところで白熊はどのくらい減ったんですか？ 増えたという話は聞いたことあるけど。